青森県の項を次のように改める。

青森県	弘前市（旧中津軽郡相馬村の区域に限る。）、五所川原市（旧上北郡市浦村の区域に限る。）、十和田市（旧上北郡十和田湖町及び旧下北郡野辺地町の区域に限る。）、むつ市（旧下北郡川内町及び旧南津軽郡むつ市の区域に限る。）、つがる市（旧北津軽郡市浦村、旧中津軽郡相馬村及び旧南津軽郡藤崎町の区域に限る。）、平川市（旧南津軽郡尾上町、旧平賀町及び旧碇ヶ関村の区域に限る。）、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、三戸郡、上北郡、下北郡、西津軽郡、東津軽郡、北津軽郡、南津軽郡	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

岩手県の項を次のように改める。

岩手県	宮古市、花巻市（旧稗貫郡大迫町及び旧和賀郡東和町の区域に限る。）、久慈市、二戸市、（旧九戸郡山形村の区域に限る。）、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、（旧二戸郡浄法寺町の区域に限る。）、八幡平市、奥州市、（旧江刺市の区域に限る。）、滝沢市、雫石市、葛巻市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、（旧胆沢郡前沢町の区域に限る。）、住田町、大槌町、（旧気仙郡三陸町の区域に限る。）、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、（旧閉伊郡宮古町の区域に限る。）、野田村、九戸村、洋野町、一戸町、（旧九戸郡一戸町の区域に限る。）、（旧同郡軽米町の区域に限る。）、（旧和賀郡沢内村の区域に限る。）、（旧胆沢郡金ケ崎町の区域に限る。）、（旧西磐井郡平泉町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

秋田県の項を次のように改める。

秋田県	秋田市（旧河辺郡河辺町の区域に限る。）、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、（旧仙北郡仙北町、旧山本郡藤里町及び旧南秋田郡五城目町の区域に限る。）、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町（旧仙北郡仙南村及び旧雄勝郡羽後町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

宮城県の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

秋田県の項を次のように改める。

宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、（旧桃生郡鳴瀬町の区域に限る。）、（旧同郡河北町の区域に限る。）、（旧同郡北上町の区域に限る。）、（旧同郡牡鹿町の区域に限る。）、（旧同郡矢本町の区域に限る。）、（旧同郡河南町の区域に限る。）、（旧同郡桃生町の区域に限る。）、（旧同郡石巻市の区域に限る。）、（旧同郡河北町の区域に限る。）、（旧同郡雄勝町の区域に限る。）、（旧同郡牡鹿町の区域に限る。）、（旧同郡矢本町の区域に限る。）、（旧同郡河南町の区域に限る。）、（旧同郡桃生町の区域に限る。）、（旧同郡石巻市の区域に限る。）、（旧同郡河北町の区域に限る。）、（旧同郡雄勝町の区域に限る。）、（旧同郡牡鹿町の区域に限る。）、（旧遠田郡涌谷町の区域に限る。）、（旧同郡小牛田町の区域に限る。）、（旧同郡南郷町の区域に限る。）、（旧同郡田尻町の区域に限る。）、（旧同郡南方町の区域に限る。）、（旧同郡美里町の区域に限る。）、（旧同郡中新田町の区域に限る。）、（旧同郡小牛田町の区域に限る。）、（旧同郡南郷町の区域に限る。）、（旧同郡田尻町の区域に限る。）、（旧同郡南方町の区域に限る。）、（旧同郡中新田町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山形県の項を次のように改める。

山形県	鶴岡市、酒田市（旧飽海郡八幡町、旧同郡松山町、旧同郡平田町及び飛島の区域に限る。）、尾花沢市、西村山郡西川町、山形市、上山市、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡最上町、同郡舟形町、真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、同郡金山町、同郡白鷹町、東置賜郡川西町、同郡小国町、同郡飯豊町、同郡白鷹町、東田川郡庄内町、同郡三川町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

福島県の項を次のように改める。

福島県	喜多方市、二本松市、田村市（旧大越町及び旧都路村の区域に限る。）、伊達市、保原町、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、（旧会津高田町の区域に限る。）、（旧会津本郷町の区域に限る。）、（旧河沼郡新鶴村の区域に限る。）、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡会津坂下町、耶麻郡湯川村、耶麻郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

茨城県の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

栃木県の項を次のように改める。

栃木県	日光市（旧上都賀郡足尾町及び旧塩谷郡栗山村の区域に限る。）、芳賀郡茂木町、那須郡那珂川町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

群馬県の項を次のように改める。

群馬県	高崎市（旧群馬郡倉渕村の区域に限る。）、桐生市（旧勢多郡黒保根村の区域に限る。）、沼田市（旧利根郡利根村の区域に限る。）、藤岡市（旧多野郡鬼石町の区域に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村の区域に限る。）、渋川市、吾妻郡六合村、甘楽郡下仁田町、利根郡片品村、多野郡上野村、同郡神流町、同郡みなかみ町、前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、安中市、富岡市、藤岡市、甘楽郡甘楽町、多野郡多野郡、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	秩父市、秩父郡小鹿野町（旧同郡両神村の区域に限る。）、同郡東秩父村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

千葉県の項を次のように改める。

千葉県	鴨川市（旧安房郡天津小湊町の区域に限る。）、南房総市、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

東京都の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

新潟県の項を次のように改める。

新潟県	長岡市（旧栃尾市、旧古志郡山古志村、旧三島郡和島村（旧同郡西越村の区域に限る。）及び旧刈羽郡小国町の区域に限る。）、柏崎市、上越市（旧刈羽郡高柳町及び旧同郡西山町の区域に限る。）、妙高市（旧中頸城郡妙高村の区域に限る。）、十日町市、糸魚川市、新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀野市、阿賀町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、刈羽郡刈羽村、佐渡市（旧同郡相川町の区域に限る。）及び旧西頸城郡名立町に限る。）、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、北魚沼郡川口町、岩船郡関川村、三島郡粟島浦村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで